

第20回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
連結持分変動計算書
株主資本等変動計算書
連結注記表
個別注記表

(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

楽天株式会社

上記事項は、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

(アドレス <https://corp.rakuten.co.jp/investors/stock/meeting.html>)

会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につき、次のとおり決議しています。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

楽天株式会社は、「楽天グループ企業倫理憲章」を定め、楽天グループ（楽天株式会社及びその子会社をいいます。）全体として、法令を遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。

楽天グループの取締役及び使用人の職務執行については、グループ全体のコンプライアンスを統括するCCO(Chief Compliance Officer)及び社内カンパニー制に基づくカンパニーCCOによりグループ横断的なコンプライアンスに対する取り組みを進め、グループコンプライアンス委員会へその取組状況を報告し、適正な職務執行を徹底するとともに、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部及び子会社の内部監査部門による内部監査を実施します。

また、社外取締役及び社外監査役による取締役の職務執行に対する監督及び監査を徹底し、これらに弁護士を起用することにより、専門的・客観的な観点から法令・定款への適合性の検証を行います。

更に、楽天グループの役員・使用人に対して楽天グループの一員として必要な知識及び倫理観の醸成を図るべく、コンプライアンス教育を実施するとともに、楽天グループの役員・使用人が法令違反その他のコンプライアンスに関する相談・通報を行うことのできる窓口を設置し、相談者・通報者の不利益な取扱いを禁止する内部通報システムを適切に整備します。また、広く社外からの情報を入手する体制についても、整備します。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理体制

楽天株式会社における取締役の職務執行に関する文書、電磁的記録等の各種情報は、楽天グループ規程等に則り、適法・適切に保存・管理するものとし、取締役及び監査役は当該情報を常時閲覧することができるものとします。

(3) 損失の危険の管理体制

事業活動に伴い生じる各種リスクについては、楽天グループ各社の規程、細則及び事務マニュアルに基づきそれぞれの担当部署で適切に対処します。

情報管理に伴うリスクについては、楽天株式会社ITガバナンス部を中心に、楽天グループ全体としてリスク管理を徹底するとともに、当該リスクの極小化を図ります。なお、楽天グループの主要な事業においては、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得しています。

事業に伴うリスクについては、楽天グループにおける事業投資案件につき楽天株式会社投融資委員会の審議を必要とし、更に一定額以上の案件につき楽天株式会社取締役会の承認決議を必要とすることによって、楽天グループの取締役の職務執行から生じるリスクを適切に管理します。また、各事業において事業遂行に係るリスクの管理を徹底するとともに、緊急報告体制の強化やアセスメントの実施等を通じてグループ横断的なリスク情報の集約を図ってまいります。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われるための体制

楽天グループの取締役の職務執行に関しては、楽天グループ規程等に基づき適切かつ効率的な意思決定体制を構築します。また、各種社内手続の電子化を推進することにより、意思決定の明確化・迅速化を図っています。

意思決定に基づく業務の執行にあたっては、取締役会において選任された執行役員がその管掌業務の執行を行うことにより、機動的な職務執行を促進しています。

(5) 財務報告の適正な実施のための体制

経営情報、財務情報等の開示事項等に係る財務報告に関しては、業務の適正を確保するための体制の整備を行い、適切な会計処理及び適時の開示を行うとともに、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に準拠しその有効性を評価してまいります。

(6) 楽天株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

楽天株式会社は、一体的なグループ経営を実現するため、理念、グループガバナンス、会社経営、リスクマネジメント、コンプライアンス等に関する楽天グループ規程等を定め、子会社の重要な業務執行については「楽天グループ職務権限表」及び「楽天グループガイドライン」に基づき、楽天株式会社による決裁及び楽天株式会社への報告制度を構築するなど、楽天グループ全体として、子会社の独立性を確保しつつ、必要な体制を構築しこれを遵守します。

また、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部において、各子会社の内部監査部門との連携を強化し、楽天グループ全体で内部監査を実施することにより業務の適正を確保してまいります。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査役会のもとに監査役室を設置し、監査役は、監査役室に所属する使用人に必要な事項を指示することができるものとします。また、当該使用人が監査役の補助業務にあたる際には、取締役の指揮命令を受けないものとすることで指示の実効性を確保し、その人事異動や人事考課等は監査役の同意を得るものとします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びにその監査役が実効的に行われることを確保するための体制

楽天グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の報告を行うとともに、監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとします。楽天株式会社は、監査役に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、監査役の監査が実効的に行われることを確保します。

また、楽天株式会社は、監査役からその職務執行に要する費用の前払い又は償還等の請求を受けた場合、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取組は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制について

①副社長全員及び主要事業部の担当役員の合計7名で構成されるグループコンプライアンス委員会を2016年1月～8月までに3回開催し、各事業部における研修の実施状況、法令及び社内規程の遵守状況、並びに内部通報件数をはじめとする重点確認事項に関して担当部署から報告を受けるとともに、コンプライアンス違反の発生後の対応及び再発防止策の実施について審議しました。

また、2016年7月にグループ全体のコンプライアンスを統括するCCO(Chief Compliance Officer)及び社内カンパニー制に基づくカンパニーCCOを設置、グループCCO・カンパニーCCO間のレポート体制を確立することにより、グループ横断でのコンプライアンス強化を推進しました。同年11月にこれらのグループCCO及びカンパニーCCOの合計14名を委員としたグループコンプライアンス委員会を開催し、上記の報告・審議に加え、コンプライアンス強化に向けての今後の取組について意見交換を行いました。

②2006年5月に楽天グループ企業倫理憲章を制定し、その精神を周知するために従業員への教育活動を継続的に実施しています。海外拠点の従業員への研修、新入社員を対象とした研修、企業倫理をテーマとした全グループ社員が参加する朝会、イーラーニングを利用した全グループ従業員向けの企業倫理及び主要社内ルールの教育及び宣誓、並びに経営陣を対象としたコンプライアンス及び社内規程等を遵守する旨の宣誓等を実施しました。

③当社は、公益通報者保護法に基づき、楽天株式会社社内通報細則を制定し、当社のみならず当社の国内の子会社についても同様の規程を適用しています。また、海外においては、楽天グループ統一の規程である楽天グループ規程等に基づき通報窓口の導入を順次進めています。

なお、当社及び当社の子会社の内部通報の状況は、グループコンプライアンス委員会及び当社監査役に報告しています。

(2) リスク管理体制について

①楽天グループにおける新規投資案件の審議のため、社外取締役及び外部有識者を含む委員で構成される楽天株式会社投融資委員会を原則月次で開催するとともに、一定額を超える重要案件については楽天株式会社取締役会での決議を行いました。

(3) 財務報告の体制について

①当社においては、会計監査人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施し、主要な子会社においても会計監査を行っています。会計監査人とは、定期的に意見交換、情報共有を行っているほか、必要に応じて内部監査結果等を共有しています。また、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、それに基づいて適切な会計処理及び連結財務諸表等の作成を行っています。会社情報の適時開示については、株式会社東京証券取引所が定める適時開示規則及び楽天グループ規程等に基づき、迅速かつ適切に行っています。

②財務報告の信頼性を向上させるため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に準拠し、年度評価計画、進捗状況、当社及び当社グループにおける財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果等を取締役会及び担当役員等に報告しています。

(4) 監査役の監査の実効性を確保する体制について

①当社は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置するなど、監査役への報告及び情報提供体制を整備し、監査役の監査が実効的に行われることを確保しています。

連結持分変動計算書（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

（単位：百万円）

| | 資本金 | 資本 剰余金 | 利益 剰余金 | 自己株式 | その他の資本の構成要素 | | | | 親会社の 所有者に 帰属する 持分合計 | 非支配 持分 | 資本合計 |
|------------------------------------|---------|-----------|-----------|--------|----------------------|---|-------------------|---------------------------|------------------------------|-----------|---------|
| | | | | | 在外営業 活動体の 換算差額 | その他の 包括利益を 通じて 公正価値で 測定する 金融資産 | キャッシュ・ フロー・ヘッジ | その他の 資本の 構成要素 合計 | | | |
| 2016年1月1日現在 | 203,588 | 208,677 | 176,834 | △3,627 | 40,477 | 36,581 | △486 | 76,572 | 662,044 | 1,969 | 664,013 |
| 当期包括利益 | | | | | | | | | | | |
| 当期利益 | — | — | 37,995 | — | — | — | — | — | 37,995 | 6 | 38,001 |
| 税引後その他の 包括利益 | — | — | — | — | △16,819 | 749 | 98 | △15,972 | △15,972 | 1 | △15,971 |
| 当期包括利益 合計 | — | — | 37,995 | — | △16,819 | 749 | 98 | △15,972 | 22,023 | 7 | 22,030 |
| 所有者との取引額 | | | | | | | | | | | |
| 所有者による 拠出及び所有者へ の分配 | | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 974 | 975 | — | — | — | — | — | — | 1,949 | — | 1,949 |
| 剰余金の配当 | — | — | △6,410 | — | — | — | — | — | △6,410 | — | △6,410 |
| その他の資本 の構成要素か ら利益剰余金 への振替 | — | — | 3,627 | — | — | △3,627 | — | △3,627 | — | — | — |
| その他 | — | 4,344 | △1,492 | △0 | — | — | — | — | 2,852 | — | 2,852 |
| 所有者による 拠出及び 所有者への 分配合計 | 974 | 5,319 | △4,275 | △0 | — | △3,627 | — | △3,627 | △1,609 | — | △1,609 |
| 子会社に対する 所有持分の 変動額 | | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 181 | 181 |
| 非支配持分の 取得及び処分 | — | △2,252 | — | — | — | — | — | — | △2,252 | △1,891 | △4,143 |
| その他 | — | 41 | — | — | — | — | — | — | 41 | △167 | △126 |
| 子会社に対す る所有持分の 変動額合計 | — | △2,211 | — | — | — | — | — | — | △2,211 | △1,877 | △4,088 |
| 所有者との取引 額合計 | 974 | 3,108 | △4,275 | △0 | — | △3,627 | — | △3,627 | △3,820 | △1,877 | △5,697 |
| 2016年12月31日現在 | 204,562 | 211,785 | 210,554 | △3,627 | 23,658 | 33,703 | △388 | 56,973 | 680,247 | 99 | 680,346 |

（注）記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

株主資本等変動計算書 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | |
|-------------------------|---------|---------|----------|---------|---------------------|---------|--------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 203,587 | 171,124 | 41,271 | 212,396 | 147,352 | 147,352 | △3,627 | 559,709 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 974 | 974 | | 974 | | | | 1,949 |
| 剰余金の配当 | | | | | △6,409 | △6,409 | | △6,409 |
| 当期純利益 | | | | | 38,839 | 38,839 | | 38,839 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 974 | 974 | — | 974 | 32,429 | 32,429 | △0 | 34,379 |
| 当期末残高 | 204,562 | 172,099 | 41,271 | 213,370 | 179,781 | 179,781 | △3,627 | 594,088 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|----------------|--------|---------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 934 | 934 | 7,153 | 567,796 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 1,949 |
| 剰余金の配当 | | | | △6,409 |
| 当期純利益 | | | | 38,839 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 668 | 668 | 4,308 | 4,976 |
| 当期変動額合計 | 668 | 668 | 4,308 | 39,355 |
| 当期末残高 | 1,602 | 1,602 | 11,461 | 607,152 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連 結 注 記 表

2016年12月31日

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、指定国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示科目の一部を省略しています。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 147社

主要な連結子会社の名称

楽天カード(株)、楽天銀行(株)、Ebates Inc.、楽天証券(株)、楽天生命保険(株)、
楽天コミュニケーションズ(株)、ケンコーコム(株)、OverDrive Holdings, Inc.、
RAKUTEN MARKETING LLC、Rakuten Kobo Inc.、VIBER MEDIA LTD.、(株)楽天野球団

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称

持分法適用関連会社の数 15社

主要な関連会社の名称

楽天ANAトラベルオンライン(株)

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産及び負債の評価基準及び評価方法

1) 非デリバティブ金融資産

当社グループは、売上債権を、これらの発生日に当初認識しています。その他の金融資産は全て、当社グループが当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しています。

金融資産の分類及び測定モデルの概要は、以下のとおりです。

償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で事後測定しています。

- ・当社グループの事業モデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合
- ・契約条件により、特定の日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを生じさせる場合

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に、取得に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識しています。当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法に基づき事後測定し、必要な場合には減損損失累計額を控除しています。

償却原価で測定する金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、四半期毎に減損していることを示す客観的な証拠が存在するかについての評価を行っています。金融資産については、客観的な証拠によって損失事象が当該資産の当初認識後に発生したことが示され、かつ、当該損失事象によってその金融資産の見積将来キャッシュ・フローにマイナスの影響が及ぼされることが合理的に予測できる場合に、減損していると判定しています。

償却原価で測定する金融資産が減損していることを示す客観的な証拠には、債務者による

支払不履行又は滞納、当社グループが債務者に対して、そのような状況でなければ実施しなかったであろう条件で行った債権の回収期限の延長、債務者又は発行企業が破産する兆候、活発な市場の消滅等が含まれています。

当社グループは、償却原価で測定する金融資産の減損の証拠を、個々の資産毎に検討するとともに全体としても検討しています。個々に重要な金融資産については、個々に減損を評価しています。個々に重要な金融資産のうち個別に減損する必要がないものについては、発生しているが未報告となっている減損の有無の評価を、全体として実施しています。個々に重要でない金融資産は、リスクの特徴が類似するもの毎にグルーピングを行い、全体として減損の評価を行っています。

全体としての減損の評価に際しては、債務不履行の可能性、回復の時期、発生損失額に関する過去の傾向を考慮し、現在の経済及び信用状況によって実際の損失が過去の傾向より過大又は過小となる可能性を当社グループ経営者が判断し、調整を加えています。

償却原価で測定する金融資産の減損損失については、その帳簿価額と当該資産の当初の実効金利で割引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定し、貸倒引当金勘定を通じて、純損益で認識しています。償却原価で測定する金融資産に関する貸倒引当金は、将来の回収が実質的に見込めず、全ての担保が実現又は当社グループに移転された時に、直接減額されます。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額(貸倒引当金の減少額)を純損益で戻し入れています。減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の、減損損失の戻し入れを行った時点での償却原価を超えない金額を上限として戻し入れています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

資本性金融商品に対する投資を除く金融資産で上記の償却原価で測定する区分の要件を満たさないものは、公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しています。当該資産には、売買目的で保有する金融資産が含まれています。

資本性金融商品に対する投資は公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しています。ただし、当社グループが当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益に計上するという選択(取消不能)を行う場合は、この限りではありません。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引費用は発生時に純損益で認識しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは当初認識時に、資本性金融商品に対する投資における公正価値の変動をその他の包括利益で認識するという選択(取消不能)を行う場合があります。当該選択は、売買目的以外で保有する資本性金融商品に対する投資に対してのみ認められています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値に、取得に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識しています。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の利得及び損失」として、その他の資本の構成要素に含めています。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産からの配当金については、「売上収益」又は「金融収益」として純損益で認識しています。

金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有にかかるリスク及び便益を実質的に全て移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しています。移転した金融資産に関して当社グループが創出した、又は当社グループが引き続き保有する権利については、別個の資産・負債として認識しています。

2) 非デリバティブ金融負債

当社グループは、当社グループが発行した負債証券を、その発行日に当初認識しています。その他の金融負債は全て、当社グループが当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しています。

当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり、契約上の義務が免責、取消又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しています。

当社グループは、非デリバティブ金融負債として、仕入債務、銀行事業の預金、証券事業の金融負債、社債及び借入金、及びその他の金融負債を有しており、公正価値で当初認識し、実効金利法に基づき償却原価で事後測定しています。

なお、一部の銀行事業の預金については、資産又は負債の測定あるいは利得又は損失の認識を異なったベースで行うことから生じるであろう測定上又は認識上の不整合を大幅に削減するために、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として指定しています。当該金融負債の公正価値の変動金額のうち、当該負債の信用リスクの変動に起因するものは、その他の資本の構成要素に含まれます。

3) デリバティブ

ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ

当社グループは、金利変動による公正価値変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジするため、デリバティブを利用しています。これらに用いられるデリバティブは、主に金利スワップ及び為替予約です。

当初のヘッジ指定時点において、当社グループは、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスク管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジ関係の有効性の評価方法、ヘッジ非有効部分の測定方法を文書化しています。

当社グループは、ヘッジ手段がヘッジ対象期間において関連するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対して高度に相殺効果を有すると予想することが可能であるか否かについて、ヘッジ指定時点で評価するとともに、その後も每期継続的に評価しています。

ヘッジ手段であるデリバティブは公正価値で当初認識し、関連する取引費用は発生時に純損益として認識しています。当初認識後は、デリバティブは公正価値で測定し、その変動は以下のように会計処理しています。

・公正価値ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブを公正価値で事後測定することによる利得又は損失は、純損益で認識しています。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、純損益で認識するとともにヘッジ対象の帳簿価額を修正しています。

・キャッシュ・フロー・ヘッジ

デリバティブを、認識済み資産・負債に関連する特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるキャッシュ・フローの変動をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、「キャッシュ・フロー・ヘッジにおいてその他の包括利益に認識された金額」として、その他の資本の構成要素に含めています。キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼす期間と同一期間において、連結包括利益計算書においてその他の包括利益から控除し、ヘッジ対象と同一の項目で純損益に振り替えています。デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に純損益で認識しています。しかしながら、ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正と

して処理しています。

なお、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ共に、ヘッジがヘッジ会計の要件を満たさない場合、ヘッジ手段が失効、売却、終了又は行使された場合、あるいはヘッジ指定が取り消された場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しています。

ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ

当社グループには、ヘッジ目的で保有しているデリバティブのうちヘッジ会計の要件を満たしていないものがあります。また当社グループは、デリバティブをヘッジ目的以外のトレーディング目的でも保有しています。これらのデリバティブの公正価値の変動は全て即時に純損益で認識しています。

組込デリバティブ

金融商品及びその他の契約の中に、デリバティブ及び非デリバティブ金融商品の双方が結合されていることがあります。そのような契約に含まれるデリバティブの部分は、組込デリバティブと呼ばれ、非デリバティブの部分が主契約となります。主契約が金融負債である場合、組込デリバティブの経済的特徴とリスクが主契約と密接に関連せず、組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品がデリバティブの定義に該当し、複合契約自体が純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として分類されない場合には、組込デリバティブは主契約から分離され、デリバティブとして会計処理しています。主契約の金融負債は、非デリバティブ金融負債に適用される会計方針により会計処理しています。

4) 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループがそれらの残高を相殺する法的権利を有し、純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

5) 金融保証契約

金融保証契約とは、負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従った期日が到来しても、特定の債務者が支払を行わないために保証契約保有者に発生する損失を契約発行者がその保有者に対し補填することを要求する契約です。

これら金融保証契約は当初契約時点において、公正価値により測定しています。当初認識後は、当該金融保証契約により生じる債務の決済のために要する支出の最善の見積額と将来受取保証料総額の未償却残高のうち、いずれか高い方で測定しています。

② 重要な有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

1) 有形固定資産

全ての有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、資産の解体及び除去費用、並びに原状回復費用の当初見積額が含まれています。当初認識後の測定モデルとして原価モデルを採用しています。

減価償却費は、償却可能価額をもとに算定しています。償却可能価額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しています。

減価償却については、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、主に定額法に基づいています。定額法を採用している理由は、これが資産によって生み出される将来の経済的便益の消費の想定パターンに最も近似していると考えられるためです。リース資産については、リース契約の終了までに当社グループが所有権を獲得することが合理的に確実な場合を除き、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で償却しています。なお、土

地は償却していません。

主要な有形固定資産の、当連結会計年度における見積耐用年数は、以下のとおりです。

- ・建物及び建物附属設備 10-50年
- ・工具、器具及び備品 5-10年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、期末日に見直しを行い、必要に応じ改定しています。

2) 無形資産

イ. のれん

当初認識

子会社の取得により生じたのれんは、無形資産に計上しています。移転した対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び以前に保有していた被取得企業の持分の取得日における公正価値の合計が、取得した識別可能な純資産の公正価値を超過する場合、その超過額をのれんとして計上しています。

当初認識後の測定

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しています。

ロ. ソフトウェアに係る支出の資産化

当社グループは、主として内部利用目的のソフトウェアを購入又は開発するための特定のコストを支出しています。

新しい科学的又は技術的知識の獲得のために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用計上しています。開発活動による支出については、信頼性をもって測定可能であり、技術的に実現可能であり、将来の経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合のみ、ソフトウェアとして資産計上しています。

資産計上したソフトウェアは、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。

ハ. 企業結合により取得した無形資産

企業結合により取得し、のれんとは区分して認識した商標権等の無形資産は取得日の公正価値で計上しています。

その後は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。

ニ. その他の無形資産

当社グループが取得したその他の無形資産で、耐用年数が確定できる無形資産については、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。

ホ. 償却

償却費は、資産の取得原価から残存価額を差し引いた額に基づいています。耐用年数が確定できる無形資産のうち、企業結合により取得した保険契約及び保険事業の顧客関連資産については、保険料収入が見込める期間にわたる保険料収入の発生割合に基づく方法により、それ以外の無形資産については、定額法により償却しています。これらの償却方法を採用している理由は、無形資産によって生み出される将来の経済的便益の消費の想定パターンに最も近似していると考えられるためです。

主要な耐用年数が確定できる無形資産の当連結会計年度における見積耐用年数は、以下のとおりです。

- ・ソフトウェア 主として5年
 - ・保険契約及び保険事業の顧客関連資産 30年
- 償却方法、耐用年数及び残存価額は、期末日に見直しを行い、必要に応じ改定しています。

③ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、四半期毎に減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び耐用年数を確定できない、又はまだ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を各連結会計年度における一定時期に見積っています。

資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いています。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしています。

資金生成単位については、原則として各社を資金生成単位としています。のれんは、内部報告目的で管理される単位に基づき、資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しています。

全社資産は独立したキャッシュ・イン・フローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しています。

減損損失は、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益で認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しています。

のれんに関連する減損損失については、戻し入れていません。過去に認識したその他の資産の減損損失については、四半期毎に、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しています。減損の戻し入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが増加した場合は、減損損失を戻し入れています。

減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、戻し入れています。

④ 引当金の計上基準

当社グループが、過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しています。

引当金は、現時点の貨幣の時間的価値の市場評価と当該債務に特有なリスクを反映した税引前の割引率を用いて、債務の決済に必要とされると見込まれる支出の現在価値として測定しています。

⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

1) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における直物為替レートを適用することにより、機能通貨に換算しています。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しています。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しています。

これら取引の決済から生じる外国為替差額並びに外貨建貨幣性資産及び負債を期末日の為替レートで換算することによって生じる為替差額は、純損益で認識しています。ただし、非貨幣性項目に係る利益又は損失がその他の包括利益に計上される場合は、為替差額もその他の包括利益に計上しています。

2) 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）については期末日レート、収益及び費用については期中の平均為替レートをを用いて日本円に換算しています。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識しています。

当該差額は「在外営業活動体の換算差額」として、その他の資本の構成要素に含めています。なお、在外営業活動体の持分全体の処分、及び支配、重要な影響力又は共同支配の喪失を伴う持分の一部処分といった事実が発生した場合、当該換算差額を、処分損益の一部として純損益に振替えています。

⑥ 収益の認識

当社グループでは、IFRS第9号に基づく利息及び配当収益等やIFRS第4号に基づく保険料収入を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

また、顧客との契約獲得のための増分コスト及び契約に直接関連する履行コストの内、回収可能であると見込まれる部分について資産（以下、契約コストから認識した資産）として認識しています。契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものです。契約コストから認識した資産については、顧客の見積契約期間に応じて4年間から10年間の均等償却を行っています。

⑦ 未適用の公表済み基準書及び解釈指針

連結計算書類の承認日までに公表されている主な基準書及び解釈指針の新設又は改訂は次のとおりであり、2016年12月31日現在において当社グループはこれらを適用していません。適用による当社グループへの影響は検討中であり、現時点で見積ることはできません。

| IFRS | | 強制適用時期 (～以降開始 年度) | 当社グループ 適用時期 | 新設・改訂内容 |
|----------|------|-------------------------|----------------|-----------------------------|
| IFRS第9号 | 金融商品 | 2018年1月1日 | 未定 | 金融資産の分類及び測定、減損及びヘッジ会計に関する改訂 |
| IFRS第16号 | リース | 2019年1月1日 | 未定 | リース会計に関する改訂 |

⑧ 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

2. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 37,960百万円
 なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれています。

(2) 営業債権及びその他債権から直接控除された貸倒引当金の金額 41,597百万円

(3) 担保に供されている資産

当社グループは、主に借入契約、電子マネーの預り金、通常の慣習的な条件に基づいて行われる信用取引及び貸株取引に基づく債務の担保として、又は、デリバティブに関連する保証金として資産を差入れています。

当社グループが、負債又は偶発債務の担保として差入れた資産の帳簿価額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

| | 金額 |
|--------------|---------|
| 現金及び現金同等物 | 140,691 |
| カード事業の貸付金(注) | 90,541 |
| 有価証券 | 6,823 |
| 合計 | 238,055 |

(注) カード事業の貸付金には、流動化された債権が含まれています。

上記資産は、短期借入金20,300百万円、長期借入金139,200百万円、預り金10,771百万円の担保に供しています。

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の取引及びコミットメントライン等の担保として、銀行事業の有価証券79,963百万円、その他の金融資産14,196百万円を差入れています。

また、証券事業の信用取引及び先物取引等に係る差入保証金56,166百万円、証券事業の信用取引の株券借入に係る差入担保金30,998百万円を差入れています。

担保に差入れた資産のうち、引受人が担保を売却又は再担保差入れする権利を有するものではありません。

(4) 偶発事象

一部の連結子会社は、クレジット・カードに附帯するキャッシング及びカードローンによる融資業務を行っています。当該貸付金については、貸出契約の際に設定した額(契約限度額)のうち、当該連結子会社が与信した額(利用限度額)の範囲内で顧客が随時借入を行うことができる契約となっています。

なお、同契約は融資実行されずに終了するものもあり、かつ、利用限度額についても当社グループが任意に増減させることができるものであるため、融資未実行残高は必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

また、一部の連結子会社において、連結子会社の業務提携先から融資を受けた一般顧客に対して債務保証を行っています。

上記の貸出コミットメントに係る未実行残高及び営業保証業務における保証債務残高の状況は、次のとおりです。

(単位：百万円)

| | 金額 |
|----------------------|-----------|
| 貸出コミットメントラインに係る未実行残高 | 2,792,230 |
| 金融保証契約 | 10,362 |
| 合計 | 2,802,592 |

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) その他の収益

(単位：百万円)

| | 金額 |
|---------|-------|
| 有価証券評価益 | 3,093 |
| その他 | 2,230 |
| 合計 | 5,323 |

(2) 減損損失

(単位：百万円)

| | 金額 |
|--------------|--------|
| のれん等の減損損失（注） | 25,359 |
| 合計 | 25,359 |

(注) 当連結会計年度は、特定の資金生成単位において、のれん及びその他無形資産等に係る減損損失25,359百万円を認識しています。

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式数

普通株式 1,432,422,600株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

①2016年2月12日の取締役会において、次のとおり決議しています。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 6,410百万円

1株当たり配当額 4.5円

基準日 2015年12月31日

効力発生日 2016年3月14日

②2017年2月13日の取締役会において、次のとおり決議しています。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 6,419百万円

1株当たり配当額 4.5円

基準日 2016年12月31日

効力発生日 2017年3月13日

(3) 当連結会計年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 3,823,100株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等の各種リスクを十分考慮したうえで元本の安全性及び資金の効率的活用を取組方針としています。また、資金調達については、その時々々の経済環境等の要因を勘案し、直接金融や間接金融等の調達手段の中で最適と考えられる調達手段を選択していくことを取組方針としています。

証券事業を営む子会社においては、個人顧客を対象とした株式等金融商品の売上の媒介及び取次業務を主たる事業としており、顧客から受け入れた預り金や受入保証金について、金融商品取引法に基づき顧客分別金信託等で運用しています。また、資金運用については安全性を重視し、銀行預金及び流動性の高い金融資産で運用しています。一方、資金調達については、主に金融機関からの借入で対応しています。

カード事業（包括信用購入あっせん事業、個別信用購入あっせん事業、信用保証事業、融資事業）を営む子会社においては、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入のほか、コマース・ペーパーの発行、社債の発行、債権流動化による直接金融により資金を調達しています。

銀行事業を営む子会社においては、預金業務、貸出業務及び為替業務を主たる業務としており、個人・法人顧客の双方に普通預金及び定期預金、外貨預金を各々提供し、また、当該金融負債を主たる原資として、個人顧客向けに保証付無担保カードローン及び住宅ローンを提供しているほか、有価証券や買入金銭債権の購入、金銭の信託の設定、コールローン等の市場取引、顧客への金融商品販売に付随して発生するデリバティブ・為替関連取引等を実施し、銀行の持つ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、過度な利益追求等により経営体力を超える運用を行うことを厳に慎み、とりわけ顧客から預かった預金については、十分安全性に配慮した運用を実施しています。また、運用調達業務全般にわたり、資産・負債構成の最適化及び適切な水準の自己資本充実度の確保を目的とし、金利感応度、資金流動性、市場流動性等に留意したALM（資産負債総合管理）運営を行っています。

保険事業を営む子会社においては、資産運用にあたり、保険金・給付金を将来にわたって確実に支払うことが出来るよう、安全性及び収益性の確保が重要な使命と考えています。安全性を第一義とし、流動性及び収益性を重視した健全な運用資産ポートフォリオの構築を図りつつ、中・長期的に安定的な収益の確保を目標として、リスク分散を図りながら国内公社債中心の運用を行うことを資産運用の基本方針としています。

デリバティブ取引に対しては慎重な態度で臨み、投機的な収益獲得手段として取り扱わない方針としています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

1) 信用リスク

当社グループが保有する金融資産は、主として証券事業を営む子会社が保有する証券事業関連資産、割賦売掛金、営業貸付金、銀行事業を営む子会社が保有する銀行事業関連資産、保険事業を営む子会社が保有する保険事業関連資産、有価証券です。

証券事業関連資産には、証券事業の預託金や信用取引資産等が含まれています。これらは、証券事業の金融資産として表示しています。証券事業の預託金は、主に顧客分別金信託等であり、銀行預金等により運用しているため、預入先の信用リスクにさらされています。信用取引資産は、顧客等の信用リスクにさらされています。

割賦売掛金及び営業貸付金には、カード事業を営む子会社が保有するカード債権や融資債権、消費者ローン、有担保ローン等が含まれており、これらはカード事業の貸付金として表示しています。これらは、それぞれ与信先の信用リスクにさらされています。

銀行事業関連資産には、銀行事業の有価証券、銀行事業の貸付金等が含まれています。銀行事業の有価証券には、主に内国債、外国債等の有価証券及び信託受益権が含まれており、

有価証券については、発行体の財政状態による信用リスクにさらされています。また、信託受益権については、発行体及び原資産の信用リスクにさらされています。銀行事業の貸付金には、個人顧客向け無担保カードローン及び住宅ローンが含まれており、これらは個人顧客の信用リスクにさらされています。

保険事業関連資産には、保険事業の有価証券等が含まれています。保険事業の有価証券には、主に国債、地方債、社債が含まれており、発行体の財政状態による信用リスクにさらされています。

また、有価証券には、負債性金融商品等が含まれており、信用リスクにさらされています。

これらの金融資産については、相手先の業種や地域が広範囲にわたっており、特段の信用リスクの集中はありません。

2) 流動性リスク

当社グループが保有する金融負債のうち流動性リスクにさらされているのは、主として借入金、銀行事業関連負債です。借入金は取引金融機関に対する当社グループの信用力やマーケット環境の変化による資金調達条件悪化等のリスクにさらされています。

3) 市場リスク

当社グループの活動は、主に経済環境・金融市場環境が変動するリスクにさらされています。金融市場環境が変動するリスクとして、具体的には為替変動リスク、金利変動リスク及び価格変動リスクがあります。

当社グループが保有する金融資産のうち市場リスクにさらされているのは、主として証券事業の金融資産、銀行事業の有価証券、保険事業の有価証券、有価証券です。

証券事業の金融資産には、証券事業における外国為替証拠金取引が含まれています。ただし、顧客との間で生じた外国為替証拠金取引に対し、カウンターパーティーとのカバー取引を行うことにより、顧客との取引により生じる市場リスクを回避しているため、原則として為替変動リスクの影響は軽微です。

銀行事業の有価証券には、主に内国債、外国債等の有価証券及び信託受益権が含まれており、金利変動リスク及び為替変動リスクにさらされています。そのうち、外国債については、対応する為替予約及び持高管理を行うことにより、為替変動リスクをヘッジしています。なお、上場株式等がないため、価格変動リスクの影響は軽微です。

保険事業の有価証券には、主に国債、地方債、社債が含まれており、価格変動リスクの影響は軽微です。

有価証券には、株式が含まれており、価格変動リスクにさらされています。

当社グループが保有する金融負債のうち市場リスクにさらされているのは、主として借入金、銀行事業関連負債であり、主に金利変動リスクにさらされています。銀行事業関連負債には、個人・法人顧客向けの普通預金、一般定期預金、新型定期預金のほか、外貨普通預金や外貨定期預金が含まれています。新型定期預金については、金利変動リスクにさらされていますが、対応した金利スワップ取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしています。外貨普通預金・外貨定期預金については、為替変動リスクにさらされていますが、対応した為替予約取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしています。

③金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク

当社グループでは、各社にて制定したリスク管理に関する諸規程において、具体的な各種リスクの管理方法や管理体制等を定めています。

信用リスクは、グループ管理規程に基づき、定期的に個別案件毎の与信限度額の設定、顧客の信用状況の把握、期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っています。デリバティブ取引については、「ヘッジ取引管理細

則」に基づき管理しています。取引相手先は主に高格付けを有する金融機関としているため、信用リスクはほとんどないと認識していますが、取引相手方の契約不履行により経済的損失を被るリスクがあります。

2) 流動性リスク

資金調達等にかかる流動性リスクは、各社の制定する規程に従い適正な手元流動性を維持するため、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

3) 市場リスク

市場リスクに係る金融商品のうち、有価証券等については、取締役会において協議し投資決定を行っており、所定のルールに従って適正に評価されていることを確認しています。外貨建金融商品については、一定額以上の損失を発生させないようにポジション限度額や損失限度額を設定し、為替相場の継続的なモニタリング及び自己ポジションの状況の管理をしています。銀行事業を営む子会社が保有する金融資産については、一定の金利・為替変動下において、これらの金融資産及び金融負債を時価評価し、その相殺後純額（以下、「現在価値」という）の影響額を、金利変動リスク及び為替変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

④銀行事業を営む子会社における市場リスクに係る定量的情報

金利変動リスクの管理

当社グループの銀行事業を営む子会社において、主要なリスク変数である金利変動リスクの影響を受ける金融資産は、主として銀行事業の有価証券、銀行事業の貸付金です。

金融負債については、個人・法人顧客向けの普通預金及び定期預金のほか、外貨普通預金や外貨定期預金、デリバティブ取引のうち金利スワップ取引です。

同子会社では、一定の金利変動下において、これらの金融資産及び金融負債に係る現在価値の影響額を、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

現在価値の影響額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分け、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間毎の金利変動幅を用いています。例えば、当連結会計年度末日において、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、指標となる金利が全て10ベーシス・ポイント（0.1%）上昇又は下落した場合、それぞれ当連結会計年度末日の現在価値が1,469百万円増減すると認識しています。

なお、当該影響額は、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておらず、また外貨建資産、負債については、当連結会計年度末日の為替レートをもとに日本円に換算して算出しています。加えて10ベーシス・ポイント下落時に、期間によって金利が負値になる場合については、排除していません。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

当連結会計年度末日における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

| 区分 | 連結財政状態 計算書計上額 | 公正価値 | 差額 |
|-----------|------------------|-----------|--------|
| (金融資産) | | | |
| 証券事業の金融資産 | 1,120,684 | 1,120,684 | — |
| カード事業の貸付金 | 1,014,708 | 1,026,326 | 11,618 |
| 銀行事業の有価証券 | 157,315 | 157,353 | 38 |
| 銀行事業の貸付金 | 585,800 | 588,434 | 2,634 |
| 保険事業の有価証券 | 18,071 | 18,743 | 672 |
| デリバティブ資産 | 21,813 | 21,813 | — |
| 有価証券 | 173,076 | 173,326 | 250 |
| 合計 | 3,091,467 | 3,106,679 | 15,212 |
| (金融負債) | | | |
| 銀行事業の預金 | 1,505,946 | 1,506,477 | 531 |
| 証券事業の金融負債 | 1,059,639 | 1,059,639 | — |
| デリバティブ負債 | 6,598 | 6,598 | — |
| 社債及び借入金 | 711,104 | 723,545 | 12,441 |
| 合計 | 3,283,287 | 3,296,259 | 12,972 |

公正価値の算定方法

・証券事業の金融資産

証券事業の金融資産は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としています。

・カード事業の貸付金、銀行事業の貸付金

カード事業の貸付金及び銀行事業の貸付金の公正価値は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によって算定しています。

・銀行事業の有価証券、保険事業の有価証券及び有価証券

これらのうち、上場株式の公正価値については連結会計年度末日の市場の終値、非上場株式の公正価値については類似業種比較法等、適切な評価技法を用いて算定しています。債券等の公正価値については、売買参考統計値、ブローカーによる提示相場等、利用可能な情報に基づく合理的な評価方法により算定しています。

・デリバティブ資産及び負債

デリバティブ資産及び負債のうち、為替予約については、先物為替相場等に基づき連結会計年度末日の公正価値を算定しています。また、金利スワップの公正価値は、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び連結会計年度末日の金利スワップの利率により割り引いた現在価値により算定しています。

なお、金利スワップ契約の取引相手先は高格付けを有する金融機関に限定しており、信用リスクは僅少であるため、公正価値の算定にあたり考慮していません。

・銀行事業の預金

銀行事業の預金のうち、要求払預金については、連結会計年度末日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を公正価値としています。また、定期預金の公正価値は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しています。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、公正

価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としています。

- ・証券事業の金融負債

証券事業の金融負債は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としています。

- ・社債及び借入金

社債及び借入金のうち満期までの期間が長期のものの公正価値は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しています。

なお、その他の金融資産及び金融負債は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似しています。

6. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|---------------------|---------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 476円89銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 26円65銭 |

個別注記表

2016年12月31日

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

モバイル事業等 先入先出法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

その他 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法を採用しています。

（リース資産を除く）耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

無形固定資産 定額法を採用しています。

（リース資産を除く）耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

また、のれんについては、効果が及ぶと見積もられる期間（20年以内）で償却しています。

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金

主に従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度分を計上しています。

投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して関係会社株式等について必要額を計上しています。

ポイント引当金

ポイントの使用による費用発生に備えるため当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

- (5) 消費税等の処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。
- (6) 「マージン売上」の計上基準
商品等の取扱高（流通総額）に比例して利用料が計算される「マージン売上」のうちキャンセル受付期間が設定されている取引については、取引発生時にキャンセル発生見込額を控除した取引高に対する利用料を売上として計上しています。
なお、キャンセル発生見込額はキャンセル発生実績率に基づき算出しています。
キャンセル受付期間完了前売上高 10,542百万円
- (7) ヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっています。ただし、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
為替予約
ヘッジ対象
外貨建債権債務
- ③ヘッジ方針
外貨建債権債務が有する為替変動リスクを回避する目的で、楽天株式会社ヘッジ取引管理細則に基づき為替予約を行っています。
- ④ヘッジの有効性評価の方法
為替予約取引については、ヘッジ対象取引との通貨単位、取引金額及び決済期日同一性について、社内管理資料に基づき有効性評価を行っています。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,199百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び債務（貸借対照表に掲記しているものを除く）
- | | |
|------|-----------|
| 金銭債権 | 57,426百万円 |
| 金銭債務 | 34,919百万円 |
- (3) 保証債務等の残高
- | | |
|--|----------|
| Rakuten USA, Inc.、Rakuten Europe S.a.r.l. 及びRakuten Commerce LLCの借入金等支払債務に対して債務保証を行っています。保証債務残高の状況は以下のとおりです。 | |
| Rakuten USA, Inc. | 4,838百万円 |
| Rakuten Europe S.a.r.l. | 1,227百万円 |
| Rakuten Commerce LLC | 1,304百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高（損益計算書に掲記しているものを除く）

| | |
|------------------|------------|
| 営業取引による取引高 | 40,248百万円 |
| 売 上 高 | 7,678百万円 |
| 営 業 費 用 | △32,569百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 20,548百万円 |
| 営業取引以外の取引高（収入） | 18,586百万円 |
| 営業取引以外の取引高（支出） | 1,962百万円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

| | |
|-----------------|------------|
| 当事業年度末における自己株式数 | |
| 普通株式 | 6,008,888株 |

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産 | |
| 投資損失引当金 | 378百万円 |
| 貸倒引当金 | 2,352百万円 |
| ポイント引当金 | 18,263百万円 |
| 賞与引当金 | 658百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 24,882百万円 |
| 未払事業税 | 157百万円 |
| 資産除去債務 | 837百万円 |
| 株式報酬費用 | 1,428百万円 |
| その他 | 3,745百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 52,705百万円 |
| 評価性引当額 | △25,014百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 27,691百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 株式譲渡認定損 | 114百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 709百万円 |
| 有形固定資産 | 697百万円 |
| その他 | 708百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 2,229百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 25,461百万円 |

6. 関連当事者との取引に関する注記
 役員及び個人主要株主等

| 属性 | 氏名又は会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|--|--------------------------|--------|---------------|-------------------|-------------------|--------|--------------------|--------------------|-----------|-----|-----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社の子会社を含む) | 公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団(注1) | 東京都新宿区 | — | 交響管弦楽による演奏の企画・実施等 | — | 兼任1名 | 交響楽団のオフィシャル・サプライヤー | 協賛金等(注2) | 25 | 未払金 | 5 |
| 主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社の子会社を含む) | 一般社団法人新経済連盟(注3) | 東京都港区 | — | 政策提言等 | — | 兼任1名 | 連盟の一般会員 | 協賛金等(注2) | 20 | — | — |
| 役員及びその近親者 | 穂坂雅之 | — | — | 当社役員 | 被所有0.01 | — | — | ストックオプションの権利行使(注4) | 11 | — | — |
| 役員及びその近親者 | 杉原章郎(注5) | — | — | 当社役員 | — | — | — | ストックオプションの権利行使(注4) | 22 | — | — |
| 役員及びその近親者 | 安武弘晃(注6) | — | — | 当社役員 | — | — | — | ストックオプションの権利行使(注4) | 11 | — | — |
| 役員及びその近親者 | 武田和徳(注7) | — | — | 当社役員 | — | — | — | ストックオプションの権利行使(注4) | 13 | — | — |
| 役員及びその近親者 | 草野耕一(注8) | — | — | 当社役員 | — | — | — | ストックオプションの権利行使(注4) | 22 | — | — |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注1) 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、理事長を兼任しています。
- (注2) 協賛金の支払は、社会貢献の観点から実施を決定しています。
- (注3) 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、代表理事を兼任しています。
- (注4) 当社株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しています。
- (注5) 杉原章郎氏は2016年3月30日をもって当社取締役を退任しており、上記の内容は当事業年度の在任期間に係るものです。
- (注6) 安武弘晃氏は2016年1月10日をもって当社取締役を退任しており、上記の内容は当事業年度の在任期間に係るものです。
- (注7) 武田和徳氏は2016年3月30日をもって当社取締役を退任しており、上記の内容は当事業年度の在任期間に係るものです。
- (注8) 草野耕一氏は2016年3月30日をもって当社取締役を退任しており、上記の内容は当事業年度の在任期間に係るものです。

子会社及び関連会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容 役員の兼任 等事業上の関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|-------------------------------|-------------------|--------------------------|-----------|---------------|----|---------------|
| 子会社 | Rakuten Europe S. a. r. l. | 所有直接 100 | — | 増資の引受(注2) | 39,649 | — | — |
| 子会社 | SPARROWHAWK PARTNERS, INC. | 所有直接 100 | — | 増資の引受(注2) | 25,242 | — | — |

上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれていません。

- (注1) 一般の条件と同様な取引条件であることが明白な取引については、記載を省略しています。
- (注2) 子会社の行った第三者割当増資を引受けています。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 417円61銭
- (2) 1株当たり当期純利益 27円24銭